

佐倉市福祉有償運送運営協議会要綱

平成26年8月20日施行

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第51条の7に規定する運営協議会として、佐倉市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO法人等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人その他の法律に基づく営利を目的としない法人で、福祉有償運送を行うことがその目的に当たるものをいう。
- (2) 福祉有償運送 公共交通機関の利用が困難な移動に制約のある者に対して、営利を目的とせず、福祉車両等を使用して移動手段を提供することをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) NPO法人等による福祉有償運送の必要性
- (2) NPO法人等が福祉有償運送を行う場合における安全の確保及び旅客の利便に係る方策
- (3) その他福祉有償運送に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、市内において福祉有償運送を行っている、又は行おうとするNPO法人等の委員（次項の規定による委任を受けた当該委員の代理人を含む。）については、自らが行い、又は行おうとする福祉有償運送に係る議事に加わることができない。
- 4 規則第51条の8第1項第3号に掲げる者以外の委員は、その者が会長又は副会長である場合を除き、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ委任状を提出し、当該委員の属する機関又は団体に属する者を代理人として出席させ、協議及び表決をさせることができる。
- 5 前項の規定により委任状を提出した委員は、第2項及び第3項の規定の適用に当たっては、協議会に出席したものとみなす。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、

又は資料の提出を求めることができる。

(開催)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) NPO法人等が、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録の申請を行おうとするとき。
- (2) 福祉有償運送に係る重大事故、問題等が発生したとき。
- (3) その他福祉有償運送事業の適正な実施のために必要があると認められるとき。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉主管課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、決裁の日から施行する。